名古屋市立大学保健管理センター規程

(設置)

第1条 名古屋市立大学(以下「本学」という。) の学生の心身の健康の増進 を図るため、名古屋市立大学保健管理センター(以下「センター」という。) を置く。

(事業)

- 第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 学生の保健指導に関すること。
 - (2) 学生の定期健康診断に関すること。
 - (3) 学生の心身の相談に関すること。
 - (4) 障害学生等の支援に対する助言に関すること。
 - (5) 前4号に定めるもののほか、学生の保健管理に関すること。

(組織)

- 第3条 センターに次の職員を置く。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長 若干名
 - (3) 医師の免許を有する者 若干名
 - (4) 臨床心理士又は公認心理師の資格を有する者 若干名
 - (5) 看護師の免許を有する者 若干名
 - (6) 前各号に定める者のほか、センター長が必要と認める者 若干名 (センター長)
- 第4条 センター長は、本学教員のうち医師の免許を有する者の中から理事長が指名する。

(副センター長)

- 第5条 副センター長は、理事長がセンター長の意見を聴いて本学教員の中から指名する。
- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき又は事故 があるときは、センター長があらかじめ指定する順序に従い、その職務を代 理する。

(分室)

第6条 センターには、必要に応じ、分室を置くことができる。

(運営委員会)

- 第7条 センターの管理及び運営に関する事項を審議するため、運営委員会を 置く。
- 2 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 前2号に定めるもののほか、センター長が必要と認めるセンターの職員
 - (4) 名古屋市立大学学生生活委員会規程(平成31年公立大学法人名古屋市立 大学達第45号)第3条の規定により置かれる学生生活委員のうち、各研究 科においてあらかじめ互選された者 各1名
 - (5) 事務局総務課長
 - (6) 事務局学生課長及び学生課主幹
 - (7) 前各号に定める者のほか、センター長が必要と認める者
- 3 運営委員会の議長は、センター長をもって充てる。
- 4 センター会議の副議長は、副センター長のうちから、センター長が指名する者をもって充てる。
- 5 議長は、センター会議を招集し、その会務を総理する。
- 6 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(一部改正 平成31年達第45号、平成31年達第63号)

(議事)

- 第8条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のと きは議長が決する。

(庶務)

第9条 センターの庶務は、事務局学生課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な

事項は、センター長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 名古屋市立大学学生相談の実施に関する規程(平成23年公立大学法人名古 屋市立大学達第12号)は、廃止する。

附 則(平成31公立大学法人名古屋市立大学達第45号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31公立大学法人名古屋市立大学達第63号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。